

# 国際金融規制（バーゼル規制）

# 目次

---

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 国際金融規制改革     | 2 |
| 2. バーゼル規制の経緯と概要 | 5 |
| 3. バーゼル3及び最近の動き | 8 |

# 1. 国際金融規制改革

---

# 国際金融規制改革

リーマンショック(2008年9月)  
世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合(2008年11月ワシントン～)  
危機防止のための金融規制改革の推進

## 1. 国際的な金融規制改革の進捗

- ① バーゼルⅢ(国際的に活動する銀行の自己資本規制・流動性規制)
- ② システム上重要な金融機関への対応(「大きすぎて潰せない金融機関」に対処するための上乗せ規制等)
- ③ シャドバンキングの規制・監督の見直し(ヘッジファンド、ノンバンク等による銀行類似の活動への規制)
- ④ 店頭デリバティブ市場の透明性・安定性向上のための改革(取引所外のデリバティブ市場をより安全に)

## 2. 日本の主張

- 中長期的に強固な金融システムを構築
- 実体経済への影響に配慮(バランスのとれた規制、十分な経過期間)
- 国際的な合意は着実に実施

## 3. 各国独自の金融規制改革の問題

他国の金融機関・市場に不測の影響を与えかねない各国独自の規制の動き

# 金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み

G20首脳会合

FSB

(金融安定理事会)

- ・G20諸国等の財務省・中央銀行・監督当局及び国際機関等をメンバーとする、国際的な金融安定上の課題を議論する場。
- ・事務局はスイス・バーゼル。

BCBS

(バーゼル銀行監督委)

- ・各国・地域の銀行監督当局や中央銀行等から構成されている国際機関。
- ・バーゼル3など、銀行に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・事務局はスイス・バーゼル。

IOSCO

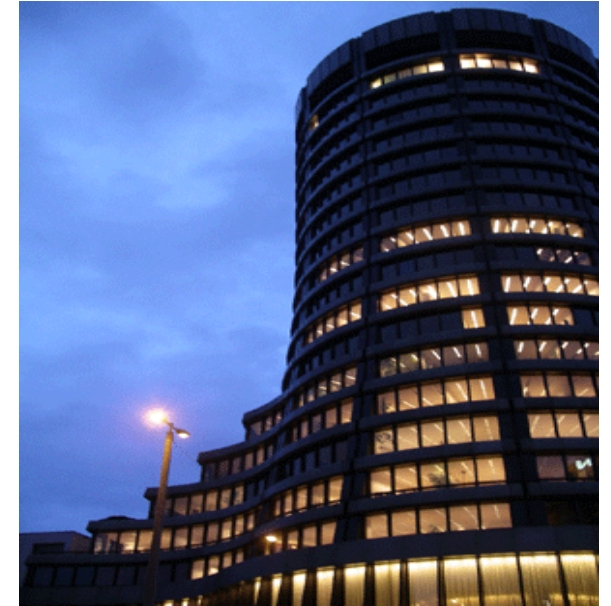
(証券監督者国際機構)

- ・各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。
- ・証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- ・主要な意思決定を行うのは代表理事会。
- ・事務局はスペイン・マドリッド。

IAIS

(保険監督者国際機構)

- ・各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
- ・国際的な保険監督に関するルールを策定、保険監督者の協調を促進。
- ・主要な意思決定を行うのは執行委員会。
- ・事務局はスイス・バーゼル。



## 2. バーゼル規制の経緯と概要

---

- **バーゼル1**  
1980年代の米国の金融危機を背景に、国際的な金融システムの健全性の強化と競争条件の公平性確保の観点から、最初のバーゼル1規制に1988年に合意。
- **バーゼル2**  
その後、金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化にあわせて、健全性基準の枠組みを見直したバーゼル2に2004年に合意。
- **バーゼル2.5**  
サブプライム問題に端を発する金融危機への当面の対処として、銀行勘定の証券化商品の取扱い及びトレーディング勘定の取扱いを強化したバーゼル2.5に2009年に合意。
- **バーゼル3**  
近年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の再発を防止するためバーゼル3に2010年に合意。

# バーゼル規制における3本の柱

## 第1の柱

⇒ 最低所要自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$$

## 第2の柱

⇒ 金融機関の自己管理と監督上の検証

- ・ 第1の柱の対象とならないリスク(銀行勘定の金利リスク等)を含め、各金融機関が抱えるリスクを自ら把握し、自己資本戦略を策定。

## 第3の柱

⇒ 情報開示を通じた市場規律の活用

- ・ 自己資本比率や、金融機関が抱えるリスク及びその管理状況等を開示。



# 3. バーゼル3 及び最近の動き

---

# バーゼル3の全体像

## 資本水準の引き上げ

普通株式等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

## 資本の質の向上

- ① 普通株式等Tier1に調整項目を適用
- ② Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

## 定量的な流動性規制(最低基準)を導入

- ① 流動性バレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ② 安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

## リスク捕捉の強化

カウンターパーティー・リスクの資本賦課計測方法の見直し

補完

## プロシクリシティの緩和

資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

## エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

# バーゼル3 ～銀行の自己資本規制の新たな枠組みのポイント

- 金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促し健全性を確保するため、自己資本の質・量の向上を求める自己資本規制の強化等に合意(2013年から2019年にかけて段階的に実施)。

## バーゼル3のポイント

### ◇ 自己資本の量の強化:

- ① 自己資本比率の最低基準の引上げ
  - －普通株式等Tier1比率2%→4.5%
  - －Tier1比率 4%→6%
  - －総自己資本比率 8%を維持
- ② 資本保全バッファ(2.5%)の創設(参考)
  - －普通株式等Tier1比率 計7%
  - －総自己資本比率 計10.5%

### ◇ 自己資本の質の強化:

- ① 自己資本に算入できる条件の厳格化(一部の劣後債は自己資本に算入不可)
- ② 資本からの控除項目の拡大(無形固定資産等を資本から控除)

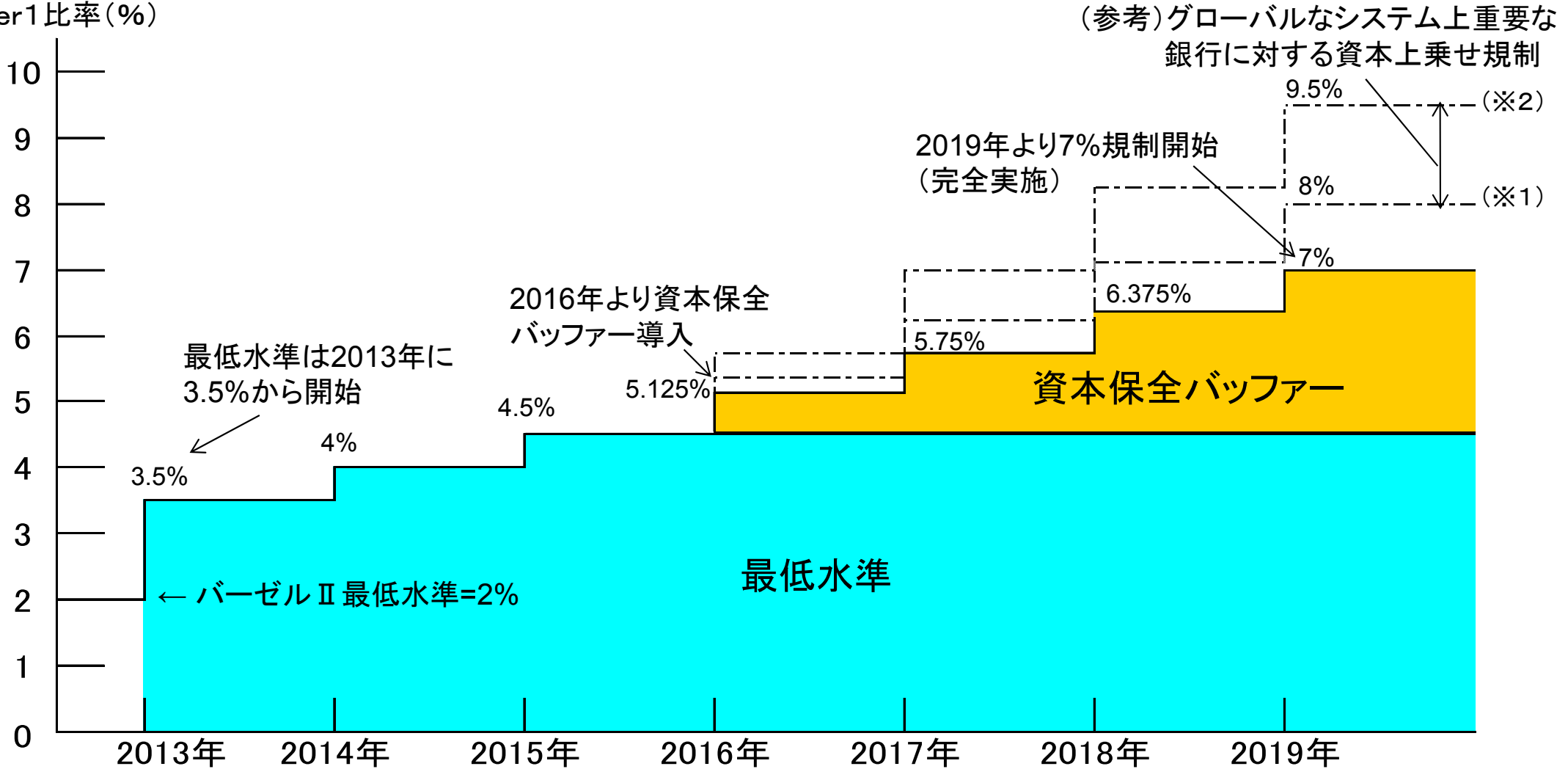
### ◇ 段階的实施:

2013年から2019年にかけて段階的に実施

# バーゼル3 ～段階的实施のイメージ～

## ◇ 2013年～2019年の段階的実施のイメージ(普通株式等Tier1比率のみ)

普通株式等  
Tier1比率(%)



(注1) このほか、カウンターシクリカルな資本バッファ (0～2.5%) が上乗せとして課されうる。これは、貸出等が過剰に増加している時期に、将来の損失発生期に備え、普通株式等Tier1又はその他損失吸収力の高い資本の積立てを求めるもの。

(注2) G-SIBサーチャージについては、2016年から2019年にかけて、1～2.5%上乗せされる。(※1)はサーチャージが1.0%上乗せされた場合。(※2)はサーチャージが2.5%上乗せされた場合。

# 最近のバーゼル委において議論されている項目

## (1) 既に最終化された項目

- 流動性カバレッジ比率(LCR)(2013年1月に最終化。2015年から段階的に実施。)
- 安定調達比率(NSFR)(近日中に最終規則文書を公表予定。2018年より実施予定。)
- レバレッジ比率(2015年から開示。2018年から第1の柱へ移行することを視野に検討中。)
- 大口エクスポージャー規制(2014年4月に最終化。2019年から実施。)

等

## (2) 現在、検討中の主な項目

- 銀行勘定の金利リスク(今後、市中協議が行われる予定。)
- 信用リスクに係る標準的手法の見直し(今後、市中協議が行われる予定。)
- トレーディング勘定の見直し(これまでに2度の市中協議を実施。)
- 証券化商品規制の見直し(これまでに2度の市中協議を実施。年内に最終化予定。)
- 規制の簡素化と比較可能性の向上(引き続き、検討中。)

等

# (参考) 流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio : LCR)

(1) 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

(2) 基準の概要

— 2015年から段階的に実施

- 掛け目: 100%
  - ・ 現金
  - ・ 中銀預金
  - ・ 国債(リスクウェイト0%、同0%でない母国国債等)
- (算入制限なし)

- (算入制限: 全体の40%)
- 掛け目85%
  - ・ 国債(リスクウェイト20%)
  - ・ 社債・カバードボンド(AA-以上)

- 掛け目50%
  - ・ 上場株式、社債(A+~BBB-)
  - 掛け目75%
  - ・ 住宅ローン担保証券(AA以上)
- (算入制限: 15%)

$$LCR = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\% \leftarrow 60\% \quad (\text{2019年} \leftarrow \text{2015年})$$

## <主な預金の流出率>

- ・ リテール・中小企業(預金保険対象).....5%(3%\*)
- "    (預金保険対象外).....10%
- ・ 非金融機関(預金保険対象).....20%
- "    (預金保険対象外).....40%
- ・ 金融機関.....100%

\*リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

## <与信・流動性ファシリティ等の流出率>

- ・ リテール向け与信・流動性枠.....5%
- ・ 非金融機関向け与信枠.....10%
- ・ 非金融機関向け流動性枠.....30%
- ・ 金融機関向け与信・流動性枠.....40%
- ・ 中銀とのレポ取引.....0%

# (参考)安定調達比率(Net Stable Funding Ratio :NSFR)

## (1)目的

- ・ 売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求める。

## (2)基準の概要(2018年から実施見込み)

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

- 安定調達額(分子。資本・中長期の負債、安定預金など)
  - ・ リテール預金など歩留まりが高いものには高い掛目を適用
- 所要安定調達額(分母。有価証券、貸出など)
  - ・ 有価証券のうち、売却が容易なもの(国債など)により低い掛目を適用
  - ・ 貸出のうち、抵当権付住宅ローンには低い掛け目、長期のローンには高い掛目を適用
- 報告頻度・・・四半期ごと(資本規制と同じ)

## (3)今後の日程等

- ・ 近日中に最終規則文書を公表予定。

## (参考) 銀行勘定の金利リスク～

- 現在、銀行勘定の金利リスクは第2の柱(監督上の対応)という扱い。

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える金融機関(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について監督当局は特に注意を払う。

### 金利リスク量

- ① 金利がイールド・カーブに沿って2%上下に平行移動した場合のリスク量

又は ② 保有期間1年、観測期間最低5年で測定される99パーセンタイルと1パーセンタイルの金利変動のリスク量

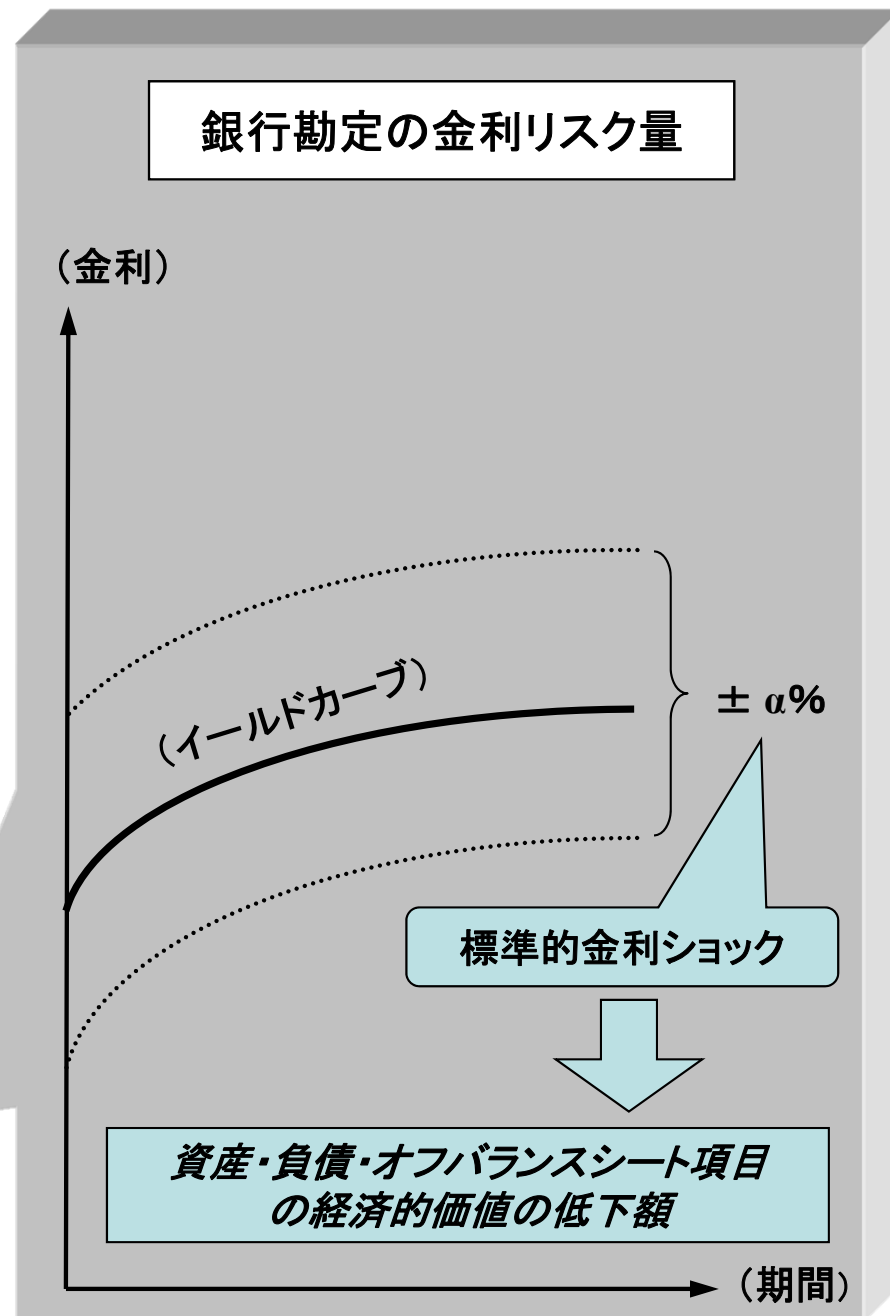
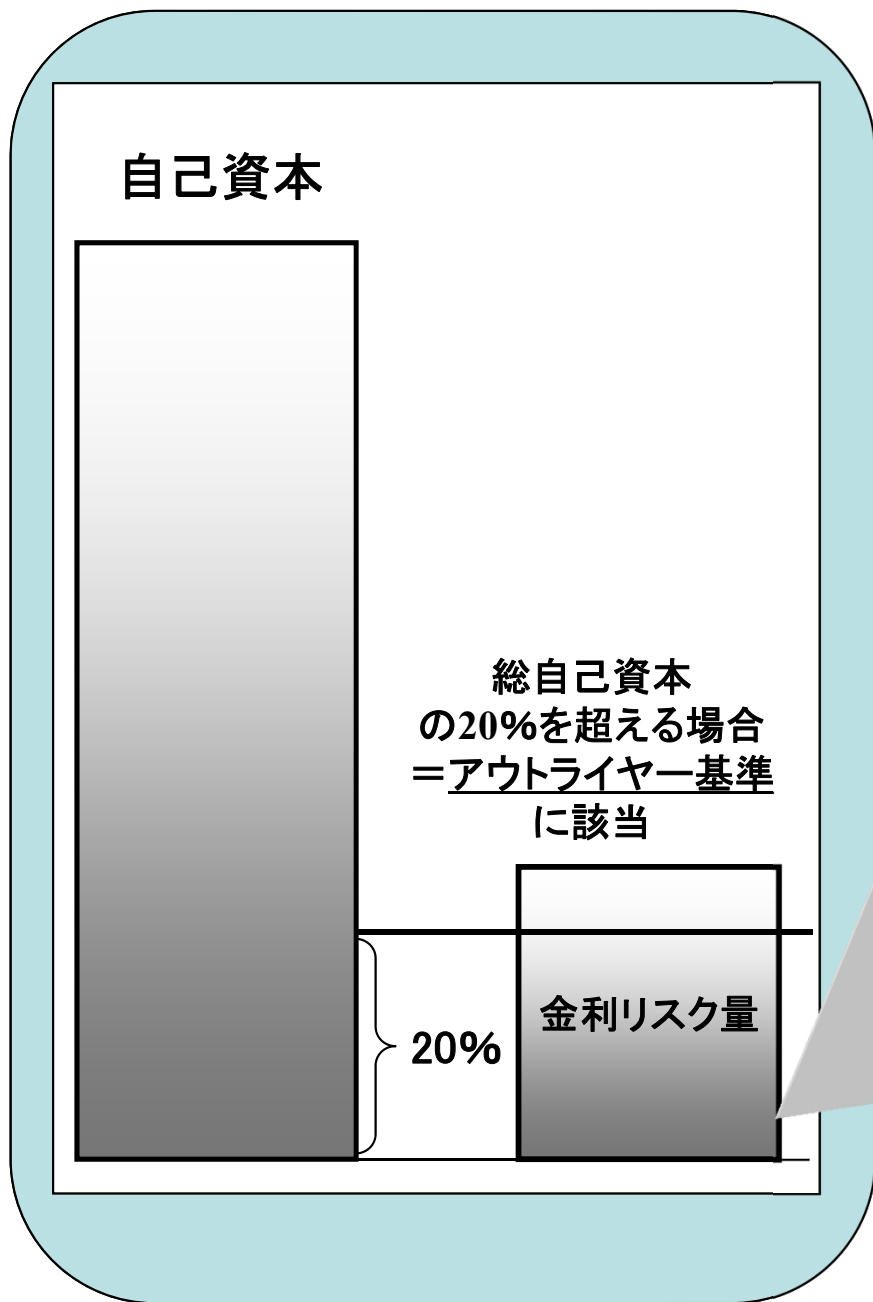
- 現在、バーゼル委では、

- ① トレーディング勘定が第1の柱(資本賦課)の扱いであり、両勘定間での規制回避行為が問題とされていること、
- ② 世界的な低金利が続いており将来の金利上昇に対する備えが必要であること、  
などの理由から、銀行勘定の金利リスクの扱いについて、見直しを検討。



# (参考) 銀行勘定の金利リスク ~イメージ~

安定性改善措置



# 金融危機後の改革の進捗：銀行監督当局と中央銀行が会合 (プレスリリース 2014年9月25日 バーゼル銀行監督委員会)

100カ国・地域以上の銀行監督当局及び中央銀行からの参加者が、今週中国・天津にて一堂に会し、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)の金融危機後の改革課題に関する政策手段について議論した。また、参加者は成長促進のために銀行システムが果たす役割や実体経済を支えるために金融サービスの安全を確保することについても議論した。(以下、略)

## グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)の取扱い

バーゼル委は、2013年末のデータに基づいてG-SIBのリストについても更新した。バーゼル委のグローバルなシステム上の重要性を評価する方法に基づき、G-SIBに指定された銀行は、追加的に1~2.5%の普通株式等Tier 1(CET1)の資本賦課を要求される。バーゼル委と金融安定理事会(FSB)は今後数週間のうちに、G-SIBのリストを公表する。より高い損失吸収力を求める当該規制は2016年から段階実施され、2019年から完全実施される予定である。

## 安定調達比率(NSFR)の承認

バーゼル委は、バーゼルⅢのNSFRに関し、最終的な詳細な論点を承認した。NSFRは、金融機関に対し、流動性に欠ける資産の調達をボラティリティの高い短期借入れによって行う範囲を制限するとともに、安定的かつ長期の調達を促すことを目的とした規制である。最終規則文書が数週間後に公表され、2018年から実施予定である。

## コーポレート・ガバナンス・ガイダンスの見直し

実効的なコーポレート・ガバナンスは銀行セクターが適切に機能するために重要である。そのため、バーゼル委は2010年に示されたコーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則の改訂を行い、近く見直し案に関する市中協議文書を公表することとしている。

## 証券化商品規制の最終化

バーゼル委は、証券化商品の規制見直しの最終化に向けた進捗を検討し、残る政策上重要な細目に合意した。合意内容は、年末までに公表される予定である。但し、バーゼル委は、バーゼル委と証券監督者国際機構(IOSCO)とが共同で行っている証券化市場に関する作業も認識している。バーゼル委は、これらの要件を発展させることが、簡素で透明性の高い証券市場の仕組みを金融業界が構築する際の手助けとなることを期待している。これらの要件が最終化された後に、バーゼル委は、これらの要件を証券化商品の資本規制にどのように取り込むべきかを検討する予定である。

## 銀行の自己資本比率の整合性向上

バーゼル委では、銀行のリスク計測の実務について綿密に分析してきている。今回の会合では、リスク・アセット計測の過度な相違の問題に対処するために開始された、一連の政策上及び監督上の措置について議論を行った。こうした措置には、標準的手法(非内部モデル手法)の見直し、資本フロアの導入、モデルのパラメーターや前提条件への制約、開示の改善に関する検討が含まれる。バーゼル委は、こうした政策手段について、本年11月のG20サミットに向けた報告書において詳述する予定である。

## 残されている主な金融規制改革：G20共同声明（仮訳）（抄） （2014年9月20-21日 於：豪州・ケアンズ）

6. 我々は、世界経済の成長を支えるより強固でより強じんな金融システムを構築するために、2008年の金融危機の後に我々が行った中核的コミットメントの重要な面を達成した。今や銀行は、概して、資本をより充実させ、またより強固な流動性取極めが実施されている。ブリスベン・サミットに向け、資本に関する強化されたバーゼル3規制の銀行への適用に際して、整合性を向上させる計画に関する作業が進行中である。

我々は、大規模複雑で、相互に関連しているために、その破たんが経済及び金融セクターに大きな混乱を及ぼし、潜在的に納税者に深刻な損失を生じさせ得るような、グローバルな銀行及び保険会社を特定した。我々は、グローバルなシステム上重要な銀行に対しより厳格な資本の要件を定めてきた。我々は、こうした銀行が仮に破たんした際に納税者を一層保護する追加的な損失吸収力によって、大き過ぎて潰せない問題に対処するための提案の諸条件の明確化における、今日までに達成された大きな進展を歓迎する。我々は、FSBが、ブリスベン・サミットに間に合うよう提案を提出できる状況になるという、FSBの声明を歓迎する。この提案は、今後、市中協議及び定量的影響度調査が行われ、いかなる最終的な措置としての合意より前に、追加的な修正がなされる可能性がある。

FSBは、ブリスベン・サミットまでに、そのシャドーバンクに係る枠組みの残っている中核的要素を達成し、この分野の潜在的なシステミックリスクに対処するための監視と行動を引き続き行うことを支持するために、2013年に合意されたロードマップを更新する。

店頭(OTC)デリバティブ市場に対する我々の改革は、システミックリスクを低減させ、透明性を向上させる。我々は、こうしたOTCデリバティブ改革の実施における更なる具体的進展の達成を、規制当局に求める。我々は、各国・地域が、サンクト・ペテルブルク宣言に則り正当化される時には、相互の規制に委ねることを奨励する。

ご清聴ありがとうございました。

